

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市火葬場靈柩車運賃補助金交付事業
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	靈柩運送に係る市民負担の軽減を図るために、喪主に対して予算の範囲内において補助金を交付する。
補助事業者	靈柩運送に係る費用が21,000円以上である喪主 (ただし、当該喪主が市外に住所を有し、かつ、死亡者が市外に住所を有していた場合を除く。)
補助対象経費	靈柩運送に係る費用
類似補助の有無	<p>無</p> <p>○同種の補助金の統合検討</p>
補助金額（定額、上限、下限等）	<p>靈柩車運賃の10分の3の額…①、喪主負担額：靈柩車運賃－①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喪主負担額が20,000円未満の場合 靈柩車運賃から20,000円を差し引いた額を補助 ・喪主負担額が28,000円以上の場合 靈柩車運賃から27,000円を差し引いた額を補助 (補助金額は、1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。) <p>○少額（5万円以下）補助金の理由 靈柩車の運賃や利用状況及び遠隔地への配慮から、少額補助金や補助率1/2を超える場合があるが、喪主の負担軽減を図るために補助が必要である。</p>
補助率等	<p>靈柩車運賃の10分の3を補助するほか、喪主負担額に応じて変動する。</p> <p>○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 靈柩車の運賃や利用状況及び遠隔地への配慮から、少額補助金や補助率1/2を超える場合があるが、喪主の負担軽減を図るために補助が必要である。</p>
数値目標等	<p>B 数値化不可</p> <p>○目標に対する費用対効果（計算式）</p> <p>○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 補助金交付制度の内容から数値目標の設定が困難であるため。</p>
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和5年9月30日
補助終期	<p>令和6年3月31日</p> <p>○終期の設定が3年を超える場合の理由 靈柩車の利用状況及び遠隔地への配慮から、喪主の負担軽減を図るために補助が必要であるため。</p>
補助事業の募集・開示等	<p>○開示内容及びその方法（手段）</p> <p>死亡届の際に案内する。</p>
事業担当	生活環境課 施設管理係
	0259-63-3113